

矢板市立小中学校適正規模・適正配置計画について

近年の少子化の進展や家庭及び地域社会における子どもの社会性育成機能の低下等により、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題が顕在化している。それを踏まえ、本市の子どもたちの健全育成を図り、学校としての適正規模・適正配置について検討を行い、様々な課題に対応するため、令和2年7月に「矢板市立小中学校適正規模・適正配置計画」を策定した。

本計画上、各期の進捗状況は、以下のとおりである。 ※計画の概要については、P11～12 参照

1. 第1期計画（令和3～7年度）

(1) 豊田小学校（令和4年4月に東小学校へ統合予定）

令和3年1月 東小学校との交流事業開始

4月 統合準備委員会発足、記念行事等検討

7月 閉校記念事業補助金申請・交付

8月 学校地域開放デー（8/14）

9月 議会（条例改正）

11月 統合記念行事（11/13）

12月 統合に係る保護者説明会（12/15）

令和4年1月～2月 統合準備補助金申請・交付

3月 閉校式（3/24）、閉校（3/31）

4月 東小学校と統合（4/1）

(2) 川崎小学校（令和5年4月から、JR西側は矢板小、JR東側は東小へ統合予定）

※但し、令和4年度の在籍児童は矢板小へ就学予定

令和3年4月 スクールバス説明会（4/23）

6月 統合準備委員会発足、記念行事等検討（6/11）

9月 矢板小学校との交流事業開始

(3) 泉中学校（令和5年4月に矢板中学校へ統合予定）

- ・昨年度の泉小学校卒業生が、今年度全員矢板中学校へ入学したことや令和3年10月から市営バスの泉線・長井線廃止に伴い、生徒の登下校手段を確保するため、泉地区在住の矢板中学校生徒を対象に、矢板中学校へのスクールバスを運行することとなった。

- ・今年度の泉小学校6年生に、就学先の意向調査を実施した結果、18名全員が矢板中学校への入学を希望。スクールバスの乗車希望は、10名という結果になった。

令和3年5月 泉地区在住の矢板中学校の生徒へスクールバス利用希望調査を実施

6月 調査集計、配車方法等検討

7月 スクールバス認可変更等

泉小6年生を対象に就学先等調査を実施

10月 スクールバス運用開始（10/1～） ※現在利用者は5名

- (4) 泉小学校（コミュニティ・スクール化により存続） ※コミュニティ・スクール=以下CS
・泉小学校については、本計画当初は令和5年4月に矢板小学校へ統合予定であったが、地域住民等の協力によるCS化により存続することとなった。

令和3年3月 CS設立準備会から要望書提出（3/4）

地元説明会（3/14）にて、CS化による存続を認める

4月 泉小学校にCSコーディネーター（市会計年度任用職員）を配置
（令和4年度までの時限的措置）

※ 以下、現在までの活動・今後の展開等については、P3～10 参照

2. 第2期計画（令和8～13年度）

片岡地区については、第2期計画に位置付けられ、令和8年度から13年度までの間に小学校の統合や小中一貫教育体制の確立等を行う。

(1) 片岡地区小学校の統合

- ・令和10年4月に、乙畑小は片岡小、安沢小のうち中地区は東小、安沢地区は片岡小へ統合する予定である。

令和2年10月 地元説明会

令和3年10月 保護者説明会（10/30）

12月 地元説明会（12/17）

※ 令和3年度の説明会にて、小学校の統合時期や統合に係る事項（統合先への就学、スクールバス、統合支援金）等について説明した。

(2) 片岡地区小中一貫教育体制の確立

まずは令和10年度に小学校を統合する。小中一貫教育の形については、令和14年度までに体制を確立するため、令和4年度から庁内組織にて検討を開始する。

※ 小中一貫教育については、P13～14 参照

令和3年度泉小学校学校運営協議会（活動計画案）

◎泉小学校における学校運営協議会の考え方（R3.4.27 市が提示）

泉小学校学校運営協議会では、家庭・地域・学識経験者など幅広い分野の方々に、委員として学校運営についての意見をいただくだけでなく、協働活動（学校活動支援）を担う各組織を設置し、そこで多くの保護者や地域の方々によるボランティア（子どもたちのために汗をかく学校の応援団）に積極的に参画いただくことで、地域の特性に応じた様々な協働活動を実施する。

◎学校運営協議会設置要綱（令和3年5月1日施行）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を掌握する。

- （1）学校運営について意見を聴取すること
- （2）学校活動の支援に関すること

1 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の目的

～「地域とともにある学校づくり」をめざして～

- （1）学校教育の方針を理解し積極的にかかわることにより、地域の声や力を学校教育に生かしていただけるようにする。
- （2）地域の教育力（保護者・地域住民の活動）を生かして学校教育の充実に貢献できるようにする。
- （3）地域の子ども育成団体等との連携及び支援をする。

2 学校運営協議会の具体的活動内容

- （1）学校教育の方針を理解し積極的にかかわることにより、地域の声や力が学校教育に生かしていただけるようにする。
 - 学校運営の基本方針に対しての委員からの意見の聴取
 - 保護者や地域住民等の意見の聴取
 - ・教育活動への意見の聴取（授業や行事等を参観しての意見）
 - ・広報活動（学校運営協議会の情報発信、目的の共有、コミュニティ・スクールへの理解促進）を通しての意見聴取
 - ・学校の諸課題への意見の聴取
- （2）地域の教育力（保護者・地域住民の活動）を生かして学校教育の充実に貢献できるようにする。
 - 泉小学校応援団の活動の充実
 - ・子どもたちの安心・安全な登下校の応援
 - ・子どもたちが学びやすい環境作り、学習に専念できる環境作りの応援
 - ・子どもたちの学び（授業等）に直接行う応援
 - ・学校行事等への応援

- 放課後クラブ活動の実践
 - ・子どもたちの広い学びのために放課後や長期休業中の時間を活用しての応援
(昔遊び・自然との触れ合い活動・歴史、文化活動・スポーツ活動の企画や応援)
- 泉小コミュニティ・スクール組織の活用
 - ・アンケートによるボランティア募集、地域人材の発掘、地域の教育的資源活用
- 学校教育活動への支援の在り方の研究
 - ・「ボランティアの心得」の作成
人権の尊重、個人情報の守秘、
知り得た情報についての守秘(学校、家庭、子どもに関すること等)
 - ・支援の在り方の研修
- (3) 地域の子ども育成団体等との連携及び支援をする。
 - PTA 活動との連携
PTA 総会時の子どもたちの一時お預かり
保護者の方との子育て情報交換
 - 育成会活動、泉地区有志会活動、水の郷泉を守る会活動、交通安全協会泉支部活動(七夕飾りつけ)等、各種団体の活動(泉小及び泉地区の子どもたちのための活動)の応援
 - 泉公民館事業との共催活動(絵画・習字・文芸)
 - 保護者・地域住民も含めた「学びの場」の開催
泉小中学校の卒業生や泉地域に関わる人たちによる教養講座の企画

3 学校運営協議会年間活動予定

- (1) 第1回学校運営協議会(5月18日)
 - ・委員の任命、委嘱状交付
 - ・会長、副会長の選出
 - ・学校運営基本方針について(聴取)
- (2) 第2回学校運営協議会(10月14日)
 - ・学校運営の状況について
 - ・学校運営協議会活動計画について
 - ・上半期活動報告について
 - ・今後の方向性について
- (3) 第3回学校運営協議会(1月頃)
 - ・今年度の反省と次年度に向けて

令和3年度上半期 コミュニティ・スクールの経過及び進捗状況説明資料

泉小学校コミュニティ・スクール

○4月～9月までの経過

- (3月29日 泉小学校運営協議会に向けた教育委員会との打ち合わせ)(泉小多目的室)
- 4月 7日 第1回泉小学校コミュニティ・スクール準備会に向けた事務局打ち合わせ
出席者 泉地区区長会長 泉地区自治公民館館長 子ども会連合会長
準備委員10名 校長・教頭
合計 15名
- 4月12日 第1回泉小学校コミュニティ・スクール準備会(学校運営協議会について)
(泉小多目的室)
出席者21名
泉小学校学校運営協議会委員推薦者について
会計年度任用職員(泉小学校地域学校協働活動推進員)について
泉小学校コミュニティ・スクール活動計画について
泉諸学校コミュニティ・スクール設立準備会の開催について
- 4月下旬～ 児童の登下校見守り開始
- 4月27日 第2回泉小学校コミュニティ・スクール準備会(学校運営協議会について)
(泉小学校多目的室)
出席者 市教委・生涯学習課 3名
学校関係 2名
地域協働活動推進員 1名
地域人材 18名
- 5月 7日 コミュニティ・スクール活動のための泉小学校教職員へのアンケート
- 5月18日 令和3年度第1回泉小学校学校運営協議会開催(泉小学校多目的室)
出席者 矢板市教育部部長 細川智弘氏
矢板市教育総務課課長補佐 手塚宏子氏
学校長・教頭
地域協働活動推進員
学校運営協議会委員 10名(3名欠席)
※欠席者には委嘱状・資料等お届けした。
・学校運営協議会委員13名に委嘱状交付
・会長、副会長選出
・学校経営方針について
- 5月27日 泉小学校コミュニティ・スクール活動実施に向けての保護者・住民へのアンケート
実施のための協議、(泉小学校郷土室)
出席者 7名 泉小学校コミュニティ・スクールだよりの原稿検討

- 5月27日 矢板市泉公民館館長との協議（泉公民館）
出席者 泉公民館長 会長 地域協働活動推進員
- 5月30日 第3回泉小学校コミュニティ・スクール準備会（泉公民館）
出席者 6名
地域説明会実施に向けた協議
コミュニティ・スクールだより印刷、地域アンケートの印刷
- 6月 1日 泉小学校コミュニティ・スクール活動のアンケートスタート
泉小コミュニティ・スクールだよりNo.1 発行
- 6月 2日 矢板市教育委員会（教育総務課・生涯学習課との話し合い）（教育総務課）
齋藤兆正会長 阿部正信運営委員
- 6月11日 第3回泉小学校コミュニティ・スクール準備会（泉小多目的室）
出席者 会長他10名
地域説明会の内容の検討
- 6月16日 ふれあい活動（除草）10:20～10:35
34名が参加、児童と共に除草活動
- 6月18日 2年生の生活科学習「町たんけん」に保護者協力（14名）
- 6月21日 学校（校長・教頭）との話し合い
6月11日に開催した協議事項の報告と共通理解
- 6月23日 ふれあい活動（除草）10:20～10:35
31名が参加、児童と共に除草活動
- 6月26日 第4回泉小学校コミュニティ・スクール準備会（泉公民館）
出席者 28名
地域説明会に向けて
・泉小学校コミュニティ・スクール活動の構想と基本的な考え方について
・コミュニティ・スクールへの協力に関するアンケートについて
・各部話し合い
- 7月 1日 泉公民館だより「泉小学校コミュニティ・スクール」が掲載され、地域に回覧される。
- 7月 2日 交通安全七夕飾り（泉小学校正門前）の設置のお手伝い
（交通安全協会泉支部主催行事）
コミュニティ・スクールから10名が協力
- 7月 7日 ふれあい活動（除草）10:20～10:35
22名が参加、児童と共に除草活動
- 7月 9日 矢板市主催「学校支援ボランティア講座」に5名（希望者）参加 年8回開催
- 7月15・16日 2年生の図工科「カッター支援」
カッターの基本的な使い方支援 12名が参加

- 7月24日 地域説明会（泉小体育館）
66名参加
泉小学校コミュニティ・スクールの活動及び今後の予定
コミュニティ・スクールへの協力に関するアンケート結果について
泉小学校コミュニティ・スクール活動の構想と基本的な考え方について（承認）
泉小学校協働活動について（承認） 代表1名、副代表2名選出（承認）
講話「ボランティア活動の心がまえについて」 講師 生涯学習課 海瀬氏
- 7月30日 先進校視察
小山市
豊田北小学校学校運営協議会（関係者8名が出席）
泉小コミュニティ・スクール関係者10名が視察
- 8月3日～6日 コミュニティ・スクールと泉公民館共催による絵画教室
児童23名参加 講師 川津正己氏
- 8月6・7日 コミュニティ・スクールと泉公民館共催による書道教室
児童4名参加 講師 青木友宏氏
絵画教室・書道教室への協力者 17名
- 8月19日 8月事務局定例会
第2回学校運営協議会開催について
- 8月27日 事務局部会の打ち合わせ（泉小郷土室）
「コミュニティ・スクールへの協力に関するアンケート結果報告について」の地域回覧文書の地域観覧用仕分け
コロナウィルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言及びまん延防止等の間はコミュニティ・スクールの学校支援は一時休止する。
9月1日のふれあい活動の除草活動への支援については、中止の旨を今までの参加者名簿を見て知らせる。
- 9月 1日 「コミュニティ・スクールへの協力に関するアンケート結果報告について」を地域回覧
※地域へ「コミュニティ・スクールへの協力に関するアンケート」の結果報告
- 9月16日 9月事務局定例会

第 2 回学校運営協議会資料

令和 3 年 10 月 14 日（木）

コミュニティ・スクール活動の今後の方向性

- 1 泉小学校教育活動・教育環境整備への協力
- 2 放課後クラブの実施
 - ・夏季休業中の絵画・書道教室（泉公民館との共催事業として実施）
 - ・放課後クラブの実施（新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて）
（含：泉地区の自然・文化・歴史等との触れ合い活動・泉地区各地区巡り）
- 3 区長会に提案（登下校の安全確保）
 - ・通学路の点検・清掃（除草）等
方法：5 月・8 月・12 月の区民一斉道路清掃に合わせて実施
- 4 泉地区行事への参加
 - ・ふるさと祭りへの協力（出店等）
 - ・泉地区作品展への協力（令和 3 年 10 月は既に決定）
- 5 泉地区他団体事業への協力
 - ・泉小学校 PTA 活動への協力
PTA 奉仕作業への協力
総会時の児童預かり
 - ・泉地区子供会・育成会行事への協力
ふれあい祭り終了後の球技大会
とちぎ海浜自然の家での宿泊学習
スケート教室
 - ・泉地区交通安全協会への協力
七夕飾り（令和 3 年 7 月に既に実施）
 - ・泉地区有志会活動への協力
 - ・水の郷泉を守る会の活動への協力
 - ・泉公民館との合同事業の実施の検討

※10 月後半（学校運営協議会で検討後）に上記団体との話し合いをもつ

～泉地区のもつ教育力（人・自然・歴史・文化）～

【提案】

◎ 泉地区の自然・文化・歴史巡りをする。

○自然・文化・歴史コーナー

1 テーマ

「泉地区の自然・文化・歴史巡りを通して、地域に触れよう」

2 方法

- (1) 現地集合、現地解散とする。
- (2) 地域住民には、公民館だよりの「コミュニティ・スクールだよりコーナー」、各月発行のコミュニティ・スクールだよりを活用して呼びかける。申し込みは電話にて受け付ける。
- (3) 保護者には、案内通知を出して、申込書を学校に持ってきていただく。担任を通して、コミュニティ・スクールコーディネーター池田まで届けていただく。
- (4) 地域の自然・文化・歴史等に詳しい方に案内や説明をしていただく。
- (5) 見学先や講師等には、コーディネーターが連絡調整をする。

3 泉地区の自然・文化・歴史巡り（案）

【令和3年度】

(1) 第1回 11月13日（土） 9:30～11:30

《日本遺産ってなあに！ 山縣記念館に行こう》

・内容

郷土歴史家 白石哲夫さんの話を聞く（資料持参）

山縣農場関係者の話を聞く（10分間程度）

地元の方の話を聞く（10分程度）

館内めぐり、史跡散策

・現地集合・現地解散

・入館料がかかるので各自用意していただく。

(2) 第2回 12月4日（土） 9:30～11:30

《国宝誇る寺山観音寺に行こう》

・内容

住職さんの話を聞く

郷土歴史家 白石哲夫さんの話を聞く

国の重要文化財を見たり、寺山観音寺に残る民話等を聞いたりする。

(散策も含む)

- ・現地集合、現地解散

(3) 第3回 R4、1月29日(土) 9:30~11:30

《青い目の人形物語 ～日米親善～》

- ・内容

「青い目の人形」の本の紹介 ～泉小の五つの宝～

青い目の人形がアメリカから寄贈された当時の方の話の紹介

「青い目の人形」の作家の話を聞く

- ・場所は泉公民館

【令和4年度】 〈概案〉

- (1) 第1回 八方ヶ原の話 令和4年5月21日(土)
学校平の歴史 放牧、炭焼き、黒曜石等
- (2) 第2回 東泉巡り 令和4年5月11日(土)
森戸酒造、鏡山寺、瑞雲寺、城跡 等
- (3) 第3回 自然と防災の知識を深めよう 令和4年8月末(夏休み中)
宇都宮市にある県の防災会館の見学
できれば市バスを出していただく
- (4) 第4回 高原開拓物語 令和4年10月
- (5) 第5回 地場産業 ～木材を知ろう～ 令和4年11月
県民の森にて

◎学びを深めよう

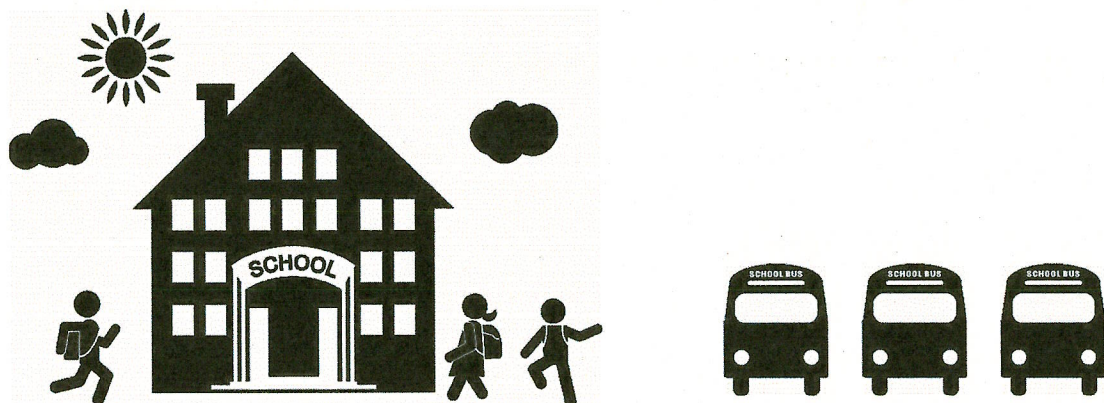
1 テーマ

「～楽しんで学ぼう～ ○○○ができるようになったよ！」

2 各教室の開催

- ・学習教室を開く 令和4年の夏休み 3日間程度
夏休みに課題やできるようになりたいことなど、子どもたちの学習を見る
- ・書道教室を開く 令和4年の夏休み 2日間程度
令和3年度開催と同様の実施を計画する。
- ・絵画教室を開く 令和4年の夏休み 3日間程度
令和3年度開催と同様の実施を計画する。

矢板市立小中学校適正規模・ 適正配置計画（補足資料）



矢板市教育委員会教育総務課

小中学校の適正規模・適正配置に関する手引

平成27年1月に文部科学省が作成した公立小中学校の統廃合に関する指針。昭和31年以来、60年ぶりに改定された。



- ◆小学校については、複式学級を解消した上で、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するために、1学年2クラス以上あることが望ましい。
- ◆中学校についても、少なくとも1学年2クラス以上が必要であり、免許外指導をなくしたり、全授業で教科担任による指導を行うためには、1学年3クラス以上あることが望ましい。

矢板市立小中学校適正規模・適正配置計画①

【現状からみた課題&適正配置の基本方針】

現状からみた課題

- ・複式学級編制を導入している過小規模校（１校）と小規模校（７校）については、集団規模が小さく社会性を培うことが難しいため、一定数の規模が望まれる。
- ・適正規模校（３校）においても児童生徒の減少が予測されるため、小規模校となる懸念があり、小規模校と同様の課題が潜在している。
- ・学校が小規模化すれば教員数も少なくなり、教職員同士の共同研究や教員相互の連携や切磋琢磨する機会が少なくなる。

適正配置の基本方針

- ・過小規模校と小規模校は統合の対象とし、通学にはスクールバスを整備する。
- ・過小規模校を最優先とし、次に小規模校の順とする。
- ・学校が地域に果たしてきた役割や地域事情に考慮し、慎重に行う。
- ・統合によって生じる建物や土地は、有効活用を検討していく。
- ・統合される学校の特色ある教育活動は、統合する学校の教育の中で配慮する。

矢板市立小中学校適正規模・適正配置計画②

【適正配置に係る具体的対応】

◆第１期（令和３年度から７年度の５年間）

- 令和４年４月 ・豊田小学校を東小学校に統合
- 令和５年４月 ・川崎小学校のうちＪＲ宇都宮線西側を矢板小学校に、
ＪＲ宇都宮線東側を東小学校に統合
- ・泉小学校を矢板小学校に統合
- ・泉中学校を矢板中学校に統合

◆第２期（令和８年度から１３年度までの６年間）

- ・乙畑小学校を片岡小学校に統合
- ・安沢小学校のうち中地区を東小学校へ、安沢地区を片岡小学校に統合
（東小への統合にあたり、東小学校施設等の整備検討）
- ・片岡地区小中一貫教育体制の確立（手法についての整備検討）

小中一貫教育制度について

小中連携教育

小・中学校段階の教職員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、
小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教職員が、目指す子ども像を共有するとともに、
9年間を通じた教育課程を編成し、系統的教育を目指す教育

義務教育学校

一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校

小中一貫型小学校・中学校

組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態で、それぞれに校長、教職員組織を有する学校

併設型小学校・中学校

同一の設置者によるもの

- ※ 一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件
(例)
- ・統合調整を担う校長を定める
 - ・学校運営協議会の合同設置
 - ・校長等を併任

連携型小学校・中学校

異なる設置者（県立学校と市町立学校等）によるもの

- ※ 運営体制の整備は、併設型小学校・中学校を参考にすること

いずれの学校も施設の形態（一体型、隣接型、分離型）は問わない。

【施設形態の分類】

施設一体型：小学校と中学校の校舎の全部又は、一部が一体的に設置されている
(小学校と中学校の校舎が渡り廊下などでつながっているものを含む)

施設隣接型：小学校と中学校の校舎が同一敷地又は、隣接する敷地に別々に設置されている

施設分離型：小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている

義務教育学校及び小中一貫型小学校・中学校の要件

要件		校種	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
				中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者		—		同一の設置者	異なる設置者
修業年限		9年 (前期課程6年＋後期課程3年)		小学校6年、中学校3年	
組織・運営		一人の校長 一つの教職員組織		それぞれの学校に校長・教職員組織	
				小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えること	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許		原則として小学校・中学校の両免許状を併有していること＊		所属する学校種の免許状を保有していること	
教育課程		・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程			
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	可		可	可
	指導内容の入替え・移行	可 設置者の判断による		可 設置者の判断による	不可 教育課程特例に関する申請が必要
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型			
設置基準		前期課程は小学校設置基準 後期課程は中学校設置基準を準用		小学校には小学校設置基準 中学校には中学校設置基準を適用	
標準基準		18 学級以上 27 学級以下		小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離		おおむね6km以内		おおむね小学校は4km、中学校は6km 以内	
設置手続き		市町の条例		市町教育委員会の規則等	

*当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能。

小学校高学年へ教科担任制導入（英数理体）

◆ 現況

- ・小学校では、全ての教科を受け持つ学級担任制が中心。
- ・令和2年度から、小学校高学年で英語が教科化。⇒ 専科教員ニーズの高まり

◆ 文部科学省の動き

- ・2022年度をめぐり、小学校高学年（5・6年生）に教科担任制を本格導入。
- ・導入対象教科は、英語・算数・理科・体育。
- ・教科担任制を拡大し、教育の質向上や教員の働き方改革につなげる。
- ・小学校、中学校両方で教えやすくする教員免許制度を整備。

【メリット】①児童の学力向上 ②専門的知識・技能をもつ教員による指導
③中1ギャップの緩和 ④多面的な児童理解 ⑤教員の働き方改革等



◆ 教科担任制導入にあたり

今後の更なる少子化の進行を見据え、子どもたちが協働し学びあえる環境を整備するため、義務教育9年間を見通した指導体制の構築が必要。

市内小中学校の児童・生徒数の推移

小 学 校

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
矢板小	427	428	404	376	365	347	344	322	329	328	395	375	334	322	289
東 小	537	528	498	487	451	434	401	384	390	415	456	445	443	440	427
川崎小	129	126	129	137	138	130	131	124	110	93					
西 小	54	48	39	32	25	26									
豊田小	24	23	17	33	40	47	47	44	43						
泉 小	159	136	128	125	115	106	109	122	111	104	102	107	108	99	93
片岡小	338	317	309	291	282	259	234	217	196	181	166	151	144	123	118
乙畑小	57	57	61	72	75	85	93	97	112	111	114	119	119	119	109
安沢小	134	139	133	128	111	113	95	77	69	76	77	72	73	71	65
計	1,859	1,802	1,718	1,681	1,602	1,547	1,454	1,387	1,360	1,308	1,310	1,269	1,221	1,174	1,101

中 学 校

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
矢板中	564	561	583	600	590	543	538	540	547	543	535	535	505	500	476
泉 中	96	94	92	76	69	69	67	57	29	14					
片岡中	221	228	236	238	217	210	183	185	180	189	184	180	160	157	169
計	881	883	911	914	876	822	788	782	756	746	719	715	665	657	645

（各年5月1日現在、R4以降は推計）